

答 申 個 第 3 4 号

平成27年7月22日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年1月30日付け西地第31号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

無料法律相談の相談シートの個人情報開示請求却下決定についての異議申立てに対する決定
(諮問個第50号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年10月21日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「無料法律相談における相談シート（西京区役所市民窓口課の対応について、「無料法律相談」において弁護士に相談した記録）」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書を特定することができず、開示を請求することができる「自己の個人情報」に該当しないとして、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月5日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年1月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示請求却下決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書について

ア 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、「無料法律相談における相談シート（無料法律相談票）」で「西京区役所市民窓口課の対応について弁護士に相談した記録」である。

イ 本件文書を特定することができず、開示請求を却下としている理由について

京都市では、各区役所・支所において、無料法律相談を実施している。無料法律相談は、京都弁護士会から派遣された弁護士が、市民からの法律相談に無料で応じるものである。

西京区役所では、無料法律相談の実施に当たり、まず実施機関の職員が相談者から相談概要（相談者の居住区や相談の種別など）を聴取して「無料法律相談における相談

シート（無料法律相談票）」（以下「無料法律相談票」という。）に記入する。次に、当該無料法律相談票を弁護士に渡し、対応した弁護士は、相談及び回答の趣旨のみを無料法律相談票に記入する。

無料法律相談票は、相談事業に係る相談処理及び統計処理に活用するために作成しているもので、氏名、住所などの個人を特定し得る項目などを記載していないため、本件文書を特定することができず、開示を請求することができる「自己の個人情報」に該当しない。

異議申立人は、「内1枚は、核心を私が記入しました。氏名で特定しなくても相談内容で分ります。又筆跡で分ります（1枚のみ）」と主張している。たしかに、異議申立人は、自分で書いた書類を西京区役所に持参したことがあるが、実施機関は、そのような書類は受け取れない旨を伝え、最終的に廃棄することを伝えた上で受け取ったものの、すぐに廃棄したので、当該書類を保有していない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

弁護士さんに相談しました。特に改善を要する職員の犯罪行為1～10件程度相談しました。もちろん根拠（証拠文書）を提出しています。

相談シートは私が見れば（又は地域力推進室まちづくり推進担当の特定職員が見れば）分かります。

内1枚は、核心を私が記入しました。氏名で特定しなくても相談内容で分かります。又筆跡で分かりません（1枚のみ）

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件文書は、西京区役所において実施された無料法律相談における、異議申立人に関する無料法律相談票である。

(2) 本件処分について

ア 実施機関の説明によると、無料法律相談は市民から匿名で相談を受ける制度であり、相談者のプライバシーを保護する観点から、制度の運用に当たり個人情報を収集しないようにしているとのことである。

当審査会で、無料法律相談において使用する用紙の様式を確認したところ、無料法律相談票は、居住区の記入欄と相談概要のチェック欄のほか、担当の弁護士が相談及び回答の

趣旨を記入する欄があるのみで、無料法律相談を利用した個人を特定できるような、氏名、住所などの情報が記載されているものではない。また、無料法律相談の受付の際に窓口で作成する受付票にも、居住区と性別の記載があるのみで、個人が識別できるような情報は書き込まれてはいない。

開示の判断に当たっては、相談者のプライバシーを守るために匿名で相談を受けるという当該制度の性質上、開示請求により請求者以外の者に関する個人情報が開示されることがあってはならないため、確実に異議申立人の個人情報であると認められるだけの識別性が求められる。

イ これを本件についてみると、無料法律相談票は、職員及び担当弁護士が記入するもので、相談者が記入する箇所はない。そして、異議申立人が主張するもののうち、除籍の再製に関する相談は、たしかに稀ではあるものの、一般的に相談され得る事象であるので、相談内容（相談概要のチェック欄や担当弁護士が記入する相談及び回答の趣旨）をもって確実に異議申立人の無料法律相談票であると識別することはできず、他の内容についても同様である。

ウ 次に、異議申立人は、「内1枚は、核心を私が記入しました。氏名で特定しなくても相談内容で分かります。又筆跡で分かります」と主張するが、実施機関は、異議申立人が自ら記入した書類を持参してきたことがあったものの、実施機関はそのような書類は受け取れない旨を伝え、最終的に受け取ったがすぐに廃棄したとする。

あくまでも市民から匿名で相談を受けるという無料法律相談の制度からして、実施機関が、個人が特定できるようなものを取得せず、やむを得ず取得しても保存せずにすぐに廃棄するということは当然の取扱いと考えられるので、実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

エ 以上から、無料法律相談票について、異議申立人の個人情報と特定することができないため、本件処分に、違法又は不当な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年1月30日 諮問（諮問個第50号）

2月18日 実施機関からの理由説明書の提出

4月15日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第1回会議）

6月17日 審議（平成27年度第3回会議）

7月22日 審議（平成27年度第4回会議）

※ 異議申立人から意見書は提出されなかった。また、異議申立人から意見書の提出及び意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）